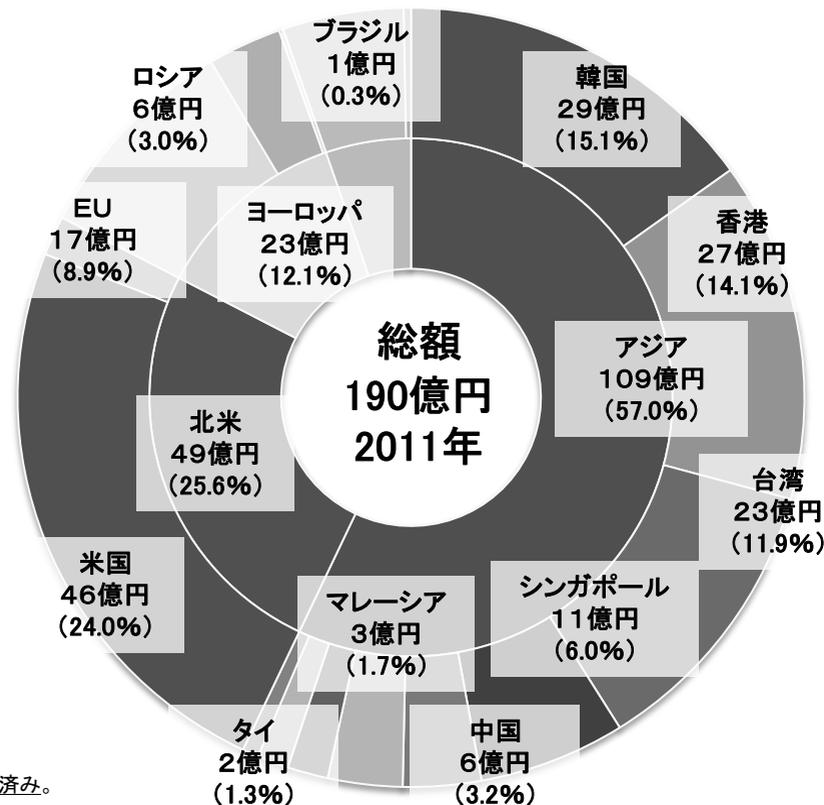


主要国・地域における日本産酒類の輸入規制の状況等

平成25年1月末現在

	日本産酒類に対する輸入規制の措置
韓国	◎ 13都県産については、放射性物質の検査証明書を要求 ◎ 13都県産以外については、産地証明書を要求 ◎ 平成23年3月11日より前に製造したものについては、製造日の証明書を要求
香港	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）
台湾	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）
シンガポール	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）
中国	× 10都県産については、 輸入停止 ◎ 10都県産以外については、産地証明書を要求
マレーシア	◎ 指定県又は指定県以外で製造された旨の産地証明書を要求 （なお福島県産酒類についてはマレーシア側で全ロット検査を実施） ◎ 平成23年3月11日より前に製造したものについては、製造日の証明書を要求
タイ	◎ 8県産については、放射性物質の検査証明書を要求 ◎ 8県産以外については、産地証明書を要求 ◎ 平成23年3月11日より前に製造したものについては、製造日の証明書を要求
米国	○ 輸入停止の措置や証明書の要求はなし（ただし、通関時に検査を実施）
EU	☆ 平成24年10月30日以降 規制解除
ロシア	× 6都県産については、 輸入停止 ○ 6都県産以外については、証明書等の要求はない （ただし、通関時に検査を実施）
ブラジル	◎ 福島県産については、放射性物質の検査証明書を要求

日本産酒類の輸出実績



- ※ 韓国が指定する13都県：宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京、神奈川、静岡
- ※ 台湾については、指定都県産の「全ての食品」が輸入停止とされているが、酒類が「食品」に含まれないことを台湾当局に確認済み。
- ※ 中国が指定する10都県：宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京
- ※ マレーシアが指定する県：福島
- ※ タイが指定する8県：宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、静岡
- ※ ロシアが指定する6都県：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京
- ※ ブラジルは、ポルトガル語訳の証明書が必要

◎：国税庁において輸出証明書の発行体制が整備済み
○：輸出証明書の要求はなし（ただし、通関時にサンプル検査等を実施）
×：輸入停止
☆：規制解除

(出典：財務省貿易統計)